

議案第二十一号

港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

令和五年三月二十七日

港区教育委員会

令和5年3月27日
教育委員会議案資料 No. 2

港区教育委員会事務局組織規程の一部改正（案）

港区教育委員会事務局組織規程（平成十年港区教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表教育推進部の部教育長室の項中 「教育総務係」 を 「教育総務係」 に改め、
教育推進担当」 教育推進担当」

同部生涯学習スポーツ振興課の項中 「生涯学習係」 「生涯学習係」
スポーツ振興係」 を 「生涯学習係」
スポーツ企画担当」 に改め、
スポーツ環境整備担当」

同部図書文化財課の項中 「庶務係」 「図書館係」
図書館支援係」 を 「図書館係」
文化財係」 に改める。
文化財係」

第七条の表教育長室の部教育史編さん担当の項を削る。

第七条の表生涯学習スポーツ振興課の部生涯学習係の項中第九号を次のように改める。

九 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の生涯学習事業の調整に関するこ
と。

第七条の表生涯学習スポーツ振興課の部スポーツ振興係の項中第六号を次のように改める。

六 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団のスポーツ事業の調整に関するこ
と。

第七条の表生涯学習スポーツ振興課の部スポーツ振興係の項第十二号中「総合調整」の次に
「(スポーツ企画担当の所管に係るものを除く。)」を加える。

第七条の表生涯学習スポーツ振興課の部スポーツ企画担当の項第二号を削り、同項第三号中
「(スポーツ振興係の所管に係るものを除く。)」を削り、同号を第二号とし、同項に次の二
号を加える。

三 レガシーの継承及び区民のスポーツ活動の推進に関すること。

四 区内資源を活用した新たなスポーツ活動の推進に関すること。

第七条の表生涯学習スポーツ振興課の部スポーツ企画担当の項の次に次のように加える。

スポーツ環境整備担当

- 一 スポーツ施設の整備等に関すること。
- 二 区内資源を活用したスポーツの場の確保に関すること。

三 スポーツセンター及びその他のスポーツ施設の維持・保全に関すること。

第七条の表図書文化財課の部庶務係の項を次のように改める。

図書館係

- 一 図書館の管理運営に関すること。
- 二 図書館資料の整備方針に関すること。
- 三 図書館システムに関すること。
- 四 学校図書館の支援に関すること。
- 五 読書支援に関すること。
- 六 課内他の係等に属しないこと。

第七条の表図書文化財課の部図書館支援係の項を削り、同部文化財係の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 郷土歴史館の管理運営に関すること。

付 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

港区教育委員会事務局組織規程新旧対照表(案)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(事務局の課及び室の組織)</p> <p>第二条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育推進部 教育長室 教育総務係</p> <p>教育推進担当</p> <p>生涯学習スポーツ振興課</p> <p>生涯学習係</p> <p>スポーツ振興係</p> <p>スポーツ企画担当</p> <p>スポーツ環境整備担当</p> <p>図書文化財課</p> <p>図書館係</p>	<p>(前略)</p> <p>(事務局の課及び室の組織)</p> <p>第二条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育推進部 教育長室 教育総務係 教育史編さん担当</p> <p>教育推進担当</p> <p>生涯学習スポーツ振興課</p> <p>生涯学習係</p> <p>スポーツ振興係</p> <p>スポーツ企画担当</p> <p>図書文化財課</p> <p>庶務係</p>

文化財係

(中略)

(教育推進部の分掌事務)

第七条 教育委員会事務局教育推進部の各課室係等の分掌事務は、次のとおりとする。

教育長室

教育総務係(略)

教育推進担当(略)

生涯学習スポーツ振興課

生涯学習係

一〇八(略)

九 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の生涯学習事業の調整に関すること。

十(略)

スポーツ振興係

図書館支援係

文化財係

(中略)

(教育推進部の分掌事務)

第七条 教育委員会事務局教育推進部の各課室係等の分掌事務は、次のとおりとする。

教育長室

教育総務係(略)

教育史編さん担当

一 教育史の編さんに関すること。

教育推進担当(略)

生涯学習スポーツ振興課

生涯学習係

一〇八(略)

九 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団との連絡及び調整(スポーツ振興係の所管に係るものを除く。)に関すること。

十(略)

スポーツ振興係

一〇五（略）

六 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団のスポーツ事業の調整に関する事。

七〇十一（略）

十二 MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整（スポーツ企画担当の所管に係るものを除く。）に関する事。

スポーツ企画担当

一 スポーツ推進計画に関する事。

二 MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整に関する事。

三 レガシーの継承及び区民のスポーツ活動の推進に関する事。

四 区内資源を活用した新たなスポーツ活動の推進に関する事。

スポーツ環境整備担当

一 スポーツ施設の整備等に関する事。

二 区内資源を活用したスポーツの場の確保に関する事。

三 スポーツセンター及びその他のスポーツ施設の維持・保全に関する事。

一〇五（略）

六 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団との連絡及び調整に関する事。

七〇十一（略）

十二 MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整に関する事。

スポーツ企画担当

一 スポーツ推進計画に関する事。

二 スポーツに関する各種大会、レクリエーション等の開催に係る企画、計画及び調整に関する事。

三 MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整（スポーツ振興係の所管に係るものを除く。）に関する事。

図書文化財課

図書館係

- 一 図書館の管理運営に関すること。
- 二 図書館資料の整備方針に関すること。
- 三 図書館システムに関すること。
- 四 学校図書館の支援に関すること。
- 五 読書支援に関すること。
- 六 課内他の係等に属しないこと。

文化財係

- 一 文化財の保護、許可及び指定等に関すること。
- 二 文化財保護審議会に関すること。
- 三 郷土歴史館の管理運営に関すること。
- 四 その他文化財に関すること。

(中略)

図書文化財課

庶務係

- 一 図書館の管理に関すること。
- 二 図書館システムに関すること。
- 三 課内他の係等に属しないこと。

図書館支援係

- 一 図書館資料の整備方針に関すること。
- 二 図書館の運営に関すること。
- 三 学校図書館の支援に関すること。
- 四 読書支援に関すること。

文化財係

- 一 文化財の保護、許可及び指定等に関すること。
- 二 文化財保護審議会に関すること。
- 三 その他文化財に関すること。

(後略)

付
則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

教育長室

港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

審議内容

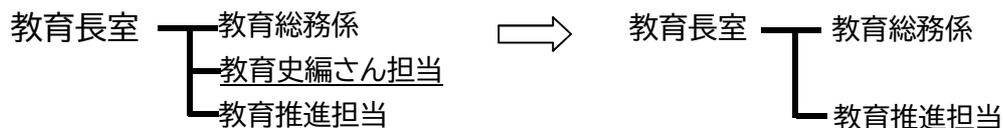
令和5年度の組織改正及びその他規程整備に伴い港区教育委員会事務局組織規程の一部を改正します。

1 改正理由及び内容

(1) 教育委員会事務局教育推進部の組織改正

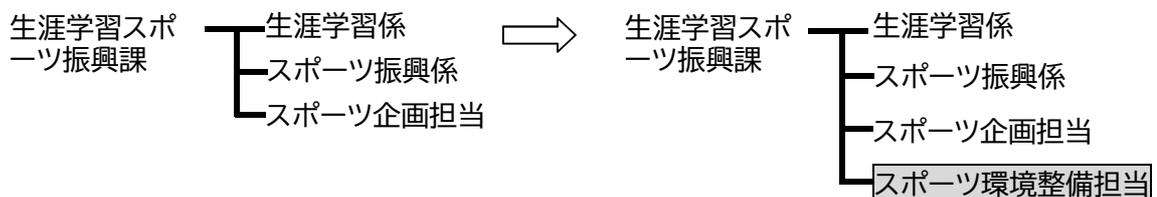
① 教育長室

教育史の編さんを目的に設置した教育史編さん担当（担当係長制）について、令和4年度末までに編さん業務が完了するため、廃止します。



② 生涯学習スポーツ振興課

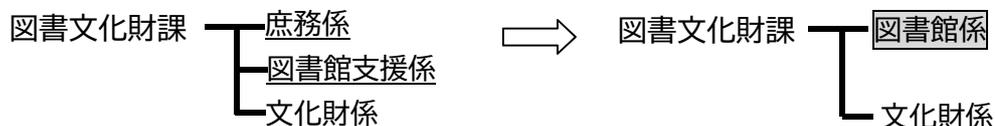
スポーツ施設的环境整備や区内の企業、大学等と連携したスポーツの場の確保、予防保全の視点を踏まえた施設保全計画の策定などのスポーツ施設の維持、保全に関する業務を円滑に遂行するため、スポーツ環境整備担当（担当係長制）を設置します。



現行の分掌事務	改正後の分掌事務
生涯学習係～スポーツ企画担当（略）	生涯学習係～スポーツ企画担当（略）
〔新設〕	<p>スポーツ環境整備担当</p> <p>1 <u>スポーツ施設の整備等に関すること。</u></p> <p>2 <u>区内資源を活用したスポーツの場の確保に関すること。</u></p> <p>3 <u>スポーツセンター及びその他のスポーツ施設の維持・保全に関すること。</u></p>

③ 図書文化財課

全ての区立図書館が指定管理者による管理運営に移行したことを踏まえ、図書館資料の計画的な収集、除籍など指定管理者との連携強化による区民サービスの充実及びモニタリングや経理事務等の効率的な執行を図るため、庶務係及び図書館支援係を統合し、図書館係に再編します。



現行の分掌事務	改正後の分掌事務
庶務係 1 <u>図書館の管理に関すること。</u> 2 <u>図書館システムに関すること。</u> 3 <u>課内他の係等に属しないこと。</u>	図書館係 1 <u>図書館の管理運営に関すること。</u> 2 <u>図書館資料の整備方針に関すること。</u> 3 <u>図書館システムに関すること。</u> 4 <u>学校図書館の支援に関すること。</u> 5 <u>読書支援に関すること。</u> 6 <u>課内他の係等に属しないこと。</u>
利用者支援係 1 <u>図書館資料の整備方針に関すること。</u> 2 <u>図書館の運営に関すること。</u> 3 <u>学校図書館の支援に関すること。</u> 4 <u>読書支援に関すること。</u>	
文化財係 (略)	文化財係 (略)

(2) その他規程整備

生涯学習スポーツ振興課各係及び図書文化財課文化財係の分掌事務を、部内他課や他部の分掌事務との整合性を図り、より実態に即したものとなるよう改正します。

① 生涯学習係

第9号の表記を改めます。

② スポーツ振興係

第6号の表記を改めます。また、第12号「MINATOシティハーフマラソンに係る総合調整に関すること。」の表記を改めます。(③スポーツ企画担当についても同様。)

③ スポーツ企画担当

「スポーツに関する各種大会、レクリエーション等の開催に係る企画、計画及び調整に関すること。」を削り、「レガシーの継承及び区民のスポーツ活動の推進に関すること。」及び「区内資源を活用した新たなスポーツ活動の推進に関すること。」を加えます。

④ 文化財係

「郷土歴史館の管理運営に関すること。」を加えます。

2 施行期日

令和5年4月1日